

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ヒラノテクシード			コード	6245
提出日	2026/7/2	異動（予定）日	2026/6/25		
独立役員届出書の提出理由	株主総会において取締役の選任議案が付議されたため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	藤本万太郎	社外取締役	○													○		有
2	小西隆志	社外取締役	○													○		有
3	生方徹	社外取締役	○									△					新任	有
4	大久保俊哉	社外取締役	○							△								有
5	吉田郁子	社外取締役	○													○		有
6	西田真規子	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	該当事項はありません。	藤本万太郎氏は、新日本理化株式会社において現在、相談役を務めており、代表取締役社長、同会長執行役員を歴任し、企業経営に関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。化学業界に関して深い知識を有しており、営業、企画管理部門の業務に長年携わっております。その経験から経営の監督を行い当社の内部統制の強化及び持続的な企業価値向上の実現のために、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し社外取締役として選任しております。 〈独立役員選定理由〉 当社と藤本氏が相談役を務める日本理化株式会社において、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、意思決定に対して影響を与え得る事項は無いと判断しております。取引所が一般株主保護のため定める、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員の確保要件を満たしております。
2	該当事項はありません。	小西隆志氏は、東洋炭素株式会社、大和田カーボン工業株式会社にて代表取締役社長を歴任し、企業経営に関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。長年技術部門、品質保証部門、製造部門に携わり企業価値向上に貢献してきました。その経験から経営の監督を行い当社の内部統制の強化及び持続的な企業価値向上の実現のために、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し社外取締役として選任しております。 〈独立役員選定理由〉 当社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、意思決定に対して影響を与え得る事項は無いと判断しております。取引所が一般株主保護のため定める、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員の確保要件を満たしております。
3	生方徹氏は、2001年9月まで当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありましたが、既に退任後相当期間経過しており、出身会社の意向に影響を受ける立場にありません。 当社は、同氏の経験と幅広い見識に鑑み、当社の社外取締役監査等委員として十分に役割を果たすことができると考えております。 以上のことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定しております。	生方徹氏は、伊藤忠商事株式会社において、鉄鋼分野における営業経験と、株式会社サンユウにおいて、社外監査役を務め、監査業務に関して豊富な経験と幅広い知識を有しております。その経験から当社の業務執行の適法性の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、監査体制の強化、取締役会の意思決定機能や監督機能の更なる実効性強化が期待できると判断し、新たに監査等委員である取締役として選任いたしました。 〈独立役員選定理由〉 当社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、意思決定に対して影響を与え得る事項は無いと判断しております。取引所が一般株主保護のため定める、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員の確保要件を満たしております。
4	大久保俊哉氏は、2015年3月まで当社の取引金融機関である株式会社三菱UFJ銀行の業務執行者でありましたが、既に退任後相当期間経過しており、出身会社の意向に影響を受ける立場にありません。 また、当社は同行以外の複数の金融機関と取引を行っており、同行の意向により当社のガバナンスに影響を与えるものではありません。 当社は、同氏の経験と幅広い見識に鑑み、当社の社外監査等委員として十分に役割を果たすことができると考えております。 以上のことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定しております。	大久保俊哉氏は、金融機関や事業会社における豊富な経験から、財務・会計に関する深い造詣を有しているとともに、タキロンテック株式会社にて代表取締役社長等を歴任し企業経営に関する幅広い知識と経験も有しております。その経験から当社の業務執行の適法性の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、監査体制の強化、取締役会の意思決定機能や監督機能の更なる実効性強化が期待できると判断し、監査等委員である社外取締役としての選任しております。 〈独立役員選定理由〉 当社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、意思決定に対して影響を与え得る事項は無いと判断しております。取引所が一般株主保護のため定める、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員の確保要件を満たしております。

5	該当事項はありません。	吉田郁子氏は弁護士として企業法務分野に精通し高度な専門知識と豊富な経験から、企業の透明性、リスク管理、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言を行っております。また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査等員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し社外取締役として選任しております。 ＜独立役員選定理由＞ 当社と吉田氏がパートナーを務めるエクスリンク法律事務所及び社外取締役監査等委員を務める株式会社ドーンにおいて、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はなく、意思決定に対して影響を与え得る事項は無いと判断しております。取引所が一般株主保護のため定める、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員の確保要件を満たしております。
6	該当事項はありません。	西田真規子氏は、公認会計士として高度な専門知識に加えて企業経営並びに専門機関の委員を歴任するなど豊富な経験を有しており、その経験から、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言をいただけるものと判断しております。上記の理由から監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をしています。 ＜独立役員選定理由＞ 当社と西田氏が代表を務める西田公認会計士事務所において、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はなく、意思決定に対して影響を与え得る事項は無いと判断しております。取引所が一般株主保護のため定める、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員の確保要件を満たしております。

4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- ※3 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※4 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
- ※5 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※6 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※7 独立役員の選任理由を記載してください。